

# 外国仲裁判断の取消訴訟は積極的意義を有しうるか

——内国取締法規違反による取消しを中心に——

高橋 宏司

(同志社大学司法研究科 (法科大学院) 教授)

## 1. 本稿の目的

2008年1月に言渡された *Venture Global Engineering v. Satyam Computer Services* 判決<sup>1</sup>で、インド最高裁は、1996年インド仲裁調停法 (Arbitration and Conciliation Act 1996) の仲裁判断取消規定<sup>2</sup>が外国仲裁判断、すなわち仲裁地がインド国外にある仲裁判断にも適用されると判示した<sup>3</sup>。本稿は、この事件の事実関係に着想を得て、外国仲裁判断の取消訴訟が何らかの積極的意義を有しうるかを模索するものである。

## 2. 外国仲裁判断の取消しの可否

UNCITRAL モデル仲裁法の下では、仲裁地国の裁判所のみが仲裁判断を取消すことができる<sup>4</sup>。したがって、この点についてモデル法に忠実に立法した国では、外国仲裁判断の取消しは認められない<sup>5</sup>。例えば、我が国仲裁法のほとんどの規定は、仲裁判断取消規定も含めて、我が

国が仲裁地となっている場合にのみ適用されることとなっているので<sup>6</sup>、我が国裁判所は、内国仲裁判断、すなわち仲裁地が我が国にある仲裁判断のみを取消す権限を有する。

国際的に見ても、外国仲裁判断の取消しは一般的ではないようである<sup>7</sup>。例えば、International Standard Electric v. Bidas Sociedad Anonima Petrolera 事件では、メキシコを仲裁地、メキシコ法を仲裁手続法とし、ニューヨーク州法を実体判断の準拠法として下された仲裁判断の取消訴訟がニューヨークで提起された。原告は、「外国仲裁判断の承認・執行に関する 1958 年ニューヨーク条約」（以下「ニューヨーク条約」）の V 条 1 項 e 号は、仲裁地国または「仲裁判断の基礎となった法の所属国」（“the country . . . under the law of which that award was made”）で取消された仲裁判断の承認・執行は拒絶することができる」と規定しているところ、「仲裁判断の基礎となった法」とは、仲裁手続法（curial law）ではなく、実体判断の準拠法を指すと解すべきであって、ニューヨーク条約の本規定は、実体判断の準拠法所属国での取消しが可能であることを前提としていると主張した。しかし、ニューヨーク連邦地方裁判所は、実体判断の当否を理由に仲裁判断を取消すことはできないとの法理（実質的再審査禁止）などを根拠に、この文言は、契約法などの実体準拠法ではなく、仲裁手続法を指すと判示し、取消訴訟を却下した。

### 3. 外国仲裁判断の取消裁判の他国における影響

外国仲裁判断が取消されることは珍しいとしても、冒頭で言及したインド最高裁判決がその例となるように、それを認める国もありうる。本稿は、外国仲裁判断の取消訴訟が何らかの積極的意義を有しうるかを模索するものであるが、そのためには、外国仲裁判断が取消された場合、それが当該取消国やその他の国でどのような影響を有するかを検討する必要がある。

まず、当該取消国では、既に取消された仲裁判断は承認・執行されえない。そして、UNCITRAL モデル仲裁法のように取消事由と承認・執行拒絶事由が同一であるならば<sup>10</sup>、承認・執行拒絶の前段階として外国仲裁判断を取消しておくことに積極的意義は認められない<sup>11</sup>。

それでは、外国仲裁判断の取消しは、当該取消国以外の国でどのような影響を有するだろうか。まず、外国仲裁判断の取消しは、それ自体として、当該取消国以外の国において、当該仲裁判断の承認・執行拒絶事由を構成するかどうかを検討する。これは、外国仲裁判断の取消しが積極的意義を有するかの模索というより、むしろ、それが仲裁の終局的な紛争解決機能を損なうという消極的な意義を有しないかの確認作業である。ついで、外国仲裁判断の取消訴訟が内国の取締法規違反を理由として提起された場合を特に取り上げ、その訴訟での裁判所の判断が、他国における取消・承認・執行手続の際に有しうる意義を検討する。

**a. 外国仲裁判断の取消しは、他国において、当該仲裁判断の承認・執行拒絶事由を構成するか**

仲裁判断は、仲裁地国や仲裁手続法所属国で取消されれば一般に他国で承認・執行されない<sup>12</sup>が、それ以外の国で取消されても、それ自体としては、承認・執行の拒絶事由とならない。我が国仲裁法でも、仲裁地国または仲裁手続法所属国において仲裁判断が取消されたことが、承認・執行拒絶事由となっている<sup>13</sup>。これは、承認・執行拒絶事由を規定するニューヨーク条約V条1号e項とUNCITRALモデル仲裁法36条1項a(v)号で使われている「仲裁判断の基礎となった法の所属国」(“the country . . . under the law of which that award was made”)の文言が仲裁手続法所属国として解釈され、立法されているからである。これは、前述した *International Standard Electric v. Bidas Sociedad Anonima Petrolera* 判決がその例となるように、国際的にも一般的な解釈であると考えられる。仲裁手続法は、特段の合意がなければ、通常は仲裁地の法である<sup>14</sup>。したがって、外国仲裁判断の取消しは、その異例さによって実務が混乱する弊害がありうるものの、それがなければ、仲裁の終局的な紛争解決機能を損なうという実害は小さいと考えられる。

**b. 内国取締法規違反を理由とする外国仲裁判断の取消訴訟**

外国仲裁判断の取消訴訟で援用される理由には、当該法廷地の法における仲裁判断取消事由に応じて様々なものがありうるが、法廷地の取締法規違反が援用されることもありうる。仲裁判断の取締法規違反とは、取締法規を適用せず、その内容を準拠法の適用にあたっても十分に尊重していない状態を指す<sup>15</sup>。そこで、次に、内国の取締法規違反を理由として外国仲裁判断の取消訴訟が提起された場合を特に取り上げ、その訴訟での裁判所の判断が他国における取消・承認・執行手続においてどのような意義を有しうるかを検討する。

**i. 関係国の取締法規違反の他国での取消・承認・執行手続における評価**

まず、前提として、仲裁判断が紛争事案に関係する国の取締法規に反する場合、そのことは、他国での取消・承認・執行手続においてどのような評価を受けるかを検討する。

関係国の取締法規に反する仲裁判断が執行されると、負けた当事者は、取締法規との間で板挟みになり、当該関係国から罰金などの制裁を受けつつ仲裁判断を履行することを余儀なくされるおそれがある。しかし、契約当初から違法性を了知していたなどの事情があれば、その当事者の保護の要請は必ずしも大きくない。反面、仲裁判断により相手方当事者に認められた権利を承認・執行によって実現すべき要請は大きい。したがって、関係国の取締法規違反を理由として、他国において、仲裁判断を取消したり、その承認・執行を拒絶することがなされるならば、それは、当事者の私的利益の調整よりも、むしろ、当該国の公的利益の尊重を趣旨とすることになろう。公的利益の尊重の要請が特に強いと思われるのは、仲裁判断の履行が特定の国での行為を必要とするものであり、かつ、その国の取締法規が罰則により担保されているような場合であろう。金銭（代金や損害賠償）の支払は、動産引渡やその他の作為と比較して、

特定国での行為が必要とされることは少ないであろう。例えば、贈賄契約の報酬請求を認容する仲裁判断の履行は、当該贈賄を禁じている国以外の国での支払によって履行が可能な場合が多いであろう。仲裁判断の履行が特定の国での行為を必要とするものである場合、行為地国以外の国では、仲裁判断の執行手続の国際管轄が肯定されるとは限らないであろう。しかし、その国で間接強制のような執行方法が認められていて、債務者の財産が存在する場合や、その国に裁判所侮辱の制度があって、債務者が居住している場合には、実効的な執行が不可能ではないので、国際執行管轄が肯定される可能性がある。

仲裁判断の取締法規違反が仲裁地国や承認・執行国の法規に係る場合は、取消・承認・執行手続における公序審査<sup>17</sup>の際に違反の事実が評価され<sup>18</sup>る。したがって、仲裁廷は、仲裁判断の取消しや承認・執行の拒絶を防ぐため、仲裁地国や承認・執行が問題となりうる国の取締法規を適用したり、その内容を十分に尊重した上で、仲裁判断を下す可能性がある。しかし、仲裁地は当事者の合意によって自由に決定されるため<sup>19</sup>、中立的な地など、事案とは関係が稀薄な地が指定されることもある。また、承認・執行国も、仲裁判断で負けた当事者が偶然財産を有している国であったりして、事案との関係は必ずしも密接ではない。これに対して、他の国は、たとえ事案が自国に密接に関係していても、自国の取締法規違反を理由として仲裁判断の効力に自ら実効的な影響を与える機会がない<sup>20</sup>。したがって、仲裁廷も、それらの国の取締法規を適用したり、その内容を十分に評価して仲裁判断を下すインセンティブが大きくない<sup>21</sup>。すると、それらの国の取締法規に反映された法政策は、仲裁判断の取消・承認・執行の手続が係属した国において勘案されないかぎりは等閑にされるおそれがある。

この点に関連して、例えばイングランドでは、一般に、契約の履行が履行地において違法とされる場合、その契約の履行強制や不履行に対する損害賠償を裁判所が命じることは、国際礼让（international comity）の尊重を求めるイングランドの公序に反するとされる<sup>22</sup>。しかし、そのような契約上の請求が、直接イングランド裁判所に対して求められるのではなく、一旦仲裁判断により認容され、その仲裁判断の承認・執行がイングランドで請求された場合は、仲裁の終局的紛争解決機能を尊重する要請との間で対立が生じることになる。Soinco SACI v. Novokuznetsk Aluminium Plant（No 1）事件判決<sup>23</sup>では、イングランド控訴院は、仲裁判断の承認・執行は、関係する他国の取締法規に反しても、妨げられないとした。本事件の事案は次のとおりで、本稿の冒頭で言及し、後に事実関係を紹介する Venture Global 事件の事案と類似する特徴がある。ソビエトの国営会社が外国会社の株式を購入する契約を締結したが、ソビエトの崩壊後民営化された同社は契約の履行を拒否し、許可を得ずにロシア通貨により外国会社の株式を購入することはロシア法に反すると主張した。しかし、スイスを仲裁地とする仲裁判断において、仲裁廷は、たとえロシア法上違法性があるとしても、それは同社が許可を得ることを怠って自ら招いた結果であるとして、この主張を退けた。暫くして、ロシア裁判所は、検察官の提訴を受け、当該契約は原始的に無効であったと宣言し、スイスの仲裁判断の承認も拒絶し

た。その後、イングランドにおいて、他国の裁判所によって無効であると宣言された契約に基づく仲裁判断を執行することはイングランドの公序に反するかが争われたが、イングランド控訴院は、当該仲裁判断は、仲裁廷が違法性の点を踏まえて下したものであり、契約の違法性の有無にかかわらず、執行されなければならないと判示した。この *Soinco* 事件判決の直後に下された *Soleimany v. Soleimany* 事件判決<sup>24</sup>では、イランの輸出関税法令に反する輸出契約にもとづいて支払請求がなされたが、イングランド控訴院は、一転して、関係国法の下で違法となる行為を強制しないという要請をより重視し、請求認容の仲裁判断の執行を拒絶した。仲裁廷は、イラン法の下での違法性を認識していたが、実体判断の準拠法であったユダヤ法の下では、違法性によって契約当事者の権利義務は影響を受けないとされていたため、請求を認容した。イングランド控訴院は、*Soinco* 判決にも言及し、仲裁判断の執行を求められた裁判所は、関係国法の下で違法となる行為を強制しないことを内容とする公序と、仲裁判断の終局性尊重を内容とする公序とを比較衡量しなければならないと判示した。しかし、この衡量を行うべき事案は、*Soleimany* 事件判決と前後して下された *Westacre Investments v. Jugoinport-SPDR Holding* 事件の第一審判決<sup>25</sup>および控訴審の多数意見<sup>26</sup>では、違法性の主張が、仲裁手続ではなされず、仲裁判断の執行手続になって初めてなされた事案に限定されるべきであると判示された。その後の *Omnium de Traitement et de Valorisation v. Hilmarton* 事件判決<sup>28</sup>では、この考え方が採用され、関係国であったアルジェリア法の下では違法であっても、契約は準拠法であるスイス法に従って効力を有するとした仲裁判断の執行が認められた。イングランドの判例はこのように錯綜している<sup>29</sup>が、少なくとも、仲裁判断の執行手続に至って初めて違法性が主張された場合には、仲裁判断の執行が拒絶される可能性があると言えよう。イングランド以外の国でも、細部については立場が異なるであろうが、仲裁判断の取消・承認・執行手続において、外国である関係国の取締法規違反が内国の公序違反として評価される可能性があると思われる。その際、一つの重要な考慮要素は、取締法規所属国にとっての当該取締法規違反の重大性であろう。例えば、同国の法秩序における基本的な法理念・法原則に関わる法令の看過し得ない違反であるか、それとも交通法規のような法令の軽微な違反であるかである。また、同国において、取締法規違反が私法上の契約無効などの効果<sup>30</sup>を導くかどうかとも重要な考慮要素となるであろう。

## ii. 内国取締法規違反に関する公権的判断の提供

仲裁判断の取消・承認・執行手続が係属した裁判所にとって、当該仲裁判断が外国の取締法規に違反するかどうかの判断は必ずしも容易ではない。違反がある場合、当該取締法規がその国にとって、どの程度重大な法令違反であるかの判断は、より困難であろう。さらに、取締法規違反が、同法規所属国においてどのような私法上の効果を導くかの判断も困難が大きいであろう。したがって、取締法規所属国が、自国の取締法規違反の有無、違反の重大性、その私法上の効果について公権的な判断を下していれば、取消・承認・執行手続が係属した裁判所の判

断は容易かつ正確なものになる。

仲裁判断取消訴訟は、そのような公権的判断の機会を提供する。外国仲裁判断の取消訴訟も同様である。取消訴訟における裁判所の判断によって、内国の取締法規違反の有無、違反の重大性や私法上の効果が明らかになる可能性があるからである。例えば、取締法規違反が内国公序違反に相当するとして仲裁判断が取消されたり、取締法規違反は認定されつつも内国公序違反には当たらないとして仲裁判断取消請求が棄却されると、当該取締法規違反の有無のみならず、違反の重大性も裁判所の公権的判断を通じて明らかになる。

したがって、外国仲裁判断の取消訴訟は、取締法規との抵触を理由に当該法規所属国に提起された場合には、裁判所の公権的判断によって、取締法規違反の点について正確な判断が示され、それによって、他国における取消・承認・執行手続の公序審査が容易かつ正確になり、それを通じて、取締法規所属国の法政策が適切に実現される可能性があるという意味において、積極的な意義を有する。

#### 4. Venture Global 事件再考

以上の検討を踏まえ、冒頭で言及した Venture Global 事件の判旨と事実関係を振り返ってみよう。

##### a. 判旨

同事件の判決が一般論として何を定立したのかの分析は、同事件の個別事情への言及が論旨に混在していることから容易ではない。しかし、次の二点を抽出できるように思われる。

まず、インド最高裁は、先行する *Bhatia International v. Bulk Trading* 事件判決<sup>31</sup>において、1996年仲裁調停法の暫定保全措置に関する規定（9条）が外国仲裁に対しても適用されると判示した際に、同法の第一部（Part I）（2条ないし43条の規定が含まれる）が外国仲裁にも適用されると説示していた。これを受けて、Venture Global 事件でも、最高裁は、同じく第一部に含まれている仲裁判断の取消規定（34条）も外国仲裁判断に適用されると判示した。外国仲裁のために暫定保全措置を言渡すことは、UNCITRAL モデル仲裁法の下でも認められている<sup>32</sup>が、仲裁判断の取消規定の外国仲裁判断への適用までも認めたのは、インド仲裁調停法の構造に引きずられてしまったためである。その結果、内国取締法規の違反以外の理由による外国仲裁判断の取消訴訟も認められることになっており、したがって、外国仲裁判断を取消す積極的意義がないと考えられる事案が広く取り込まれている。

第二に、同じく *Bhatia* 判決を踏襲して、Venture Global 事件の最高裁は、外国仲裁については、当事者が合意により1996年仲裁調停法第一部の適用を排除することができると判示した。したがって、インドの取締法規違反の疑いがあり、外国仲裁判断の取消しが積極的意義を

有しうる事案であっても、当事者が1996年仲裁調停法第一部の適用排除を合意していれば、仲裁判断の取消訴訟の管轄も排除されることになる。

このように、Venture Global 事件の判旨は、外国仲裁判断の取消しが積極的意義を有するかという分析視角を採用したものではなく、その結果、一方で、積極的意義を有しない外国仲裁判断の取消訴訟を広く認める反面、他方で、積極的意義を有しうる外国仲裁判断の取消訴訟の管轄の排除を導く当事者間の合意も認めるもので、その点において妥当ではない。

この判決は、UNCITRAL モデル仲裁法に示される国際的なコンセンサスから乖離して広く裁判所の介入を認め、仲裁の終局的紛争解決機能を損ねるものとして批判的な評釈が多い。<sup>33</sup>しかし、本稿で前述したように、外国仲裁判断の取消しは、その異例さによって実務が混乱する弊害がありうるものの、それがなければ、仲裁の終局的な紛争解決機能を損なうという実害は小さいと考えられる。そこで、本稿では、批判的な論調に単に唱和するのではなく、そのような結論をインド最高裁にとらせるに至った事実関係を検討することとする。

## b. 事実関係

Venture Global 事件の事案は、その事実関係を仔細に観察すると、外国仲裁判断の取消しが積極的意義を有しうる状況であったことに気付かされる。この事件では、インド法人 S とアメリカ合衆国ミシガン州法人 V がインドに合弁企業 SV を設立し、ミシガン州法を準拠法とする株式保有契約に従って、SV の株式を半数ずつ保有した。その後、V の関連会社が倒産したので、株式保有契約の規定に従って、S が V に対して株式譲渡を請求したが、V が株式保有契約の解釈を争って履行を拒んだので、S は仲裁合意に従って、ロンドンを仲裁地とする仲裁を申し立てた。S は、V に株式譲渡を命ずる仲裁判断を取得し、ミシガン州において同仲裁判断の執行を請求した。V は、株式譲渡は、インドの法令、特に1999年外国為替管理法 (Foreign Exchange Management Act 1999) に違反するとして、ミシガン州において仲裁判断の執行請求を争うとともに、<sup>34</sup>インドで仲裁判断の取消訴訟を提起した。

ミシガン連邦地方裁判所は、株式譲渡についてインド中央銀行 (Reserve Bank of India) の承認が既に下りているという S の証拠を採用して、当該仲裁判断の執行はインド法に反しないと認定した。そして、不便宜法廷地の法理 (*forum non conveniens*) に基づく執行管轄否定の V の申立てを却下し、S の請求を認容して、仲裁判断の執行を命じた。V が控訴し、第6巡回区連邦控訴裁判所は、行為地で違法とされる行為を命ずる仲裁判断は、ニューヨーク条約上の執行拒絶事由である公序違反となりうるという法理が確立していると判示したが、<sup>35</sup>本事件の仲裁判断はインド法に反しないという地方裁判所の認定を妥当とし、<sup>36</sup>控訴を棄却した。

その後一年近く経過し、S は、V が依然として株式譲渡を怠っていることを理由に、裁判所侮辱罪の制裁発動をミシガン連邦地方裁判所に申し立てた。V は、インド法の下で可能な限りの譲渡手続をとっていると反論し、この点が本事件の中心的な争点となった。インド法をリサ

一し、適用するのに多くの時間がかかることを理由に、裁判所は、連邦民事訴訟規則（Federal Rules of Civil Procedure）53条a項1号に則り、当事者の合意を得て特別補助裁判官（Special Master<sup>37</sup>）を任命した。特別補助裁判官の任命は、裁判所がその任務遂行に必要な専門知識を有しない場合に限って、例外的になされる。<sup>38</sup> ミシガン連邦地方裁判所は、特別補助裁判官の報告と勧告（report and recommendation）を受けて、それを検討した上で採択し、Vの不履行はインド法に起因するものでないと認定した。そして、Vに対して、株式譲渡に必要な措置をとることを命じ、この命令を遵守しないかぎり、裁判所侮辱罪として、一日につき1万米ドルという巨額の制裁金を課す判決を言渡した。

他方、インドで提起されていた仲裁判断取消訴訟は、このミシガン判決の一週間前に、最高裁での判決を迎えた。インド最高裁の判旨が定立した一般論については、先に検討したとおりである。最高裁は、本件では、譲渡されるべき株式はインドの合弁企業のものであり、その譲渡のためには、インド法に則ってインドにおいて手続を踏まなければならないとし、本事件はインドとインド法に密接な関係（intimate and close nexus）があるので、本件仲裁判断は、本来はインドで執行を請求すべきところ、Sは、インドにおける違法性審査を回避するために、<sup>39</sup> ミシガンで執行を申立てたものであるとの認識を示した。そして、外国に所在する債務者（本件ではV）が、（本件ではアメリカの）裁判所侮辱の制裁を恐れて、インドに所在する財産（本件ではSVの株式を指すと考えられる）に関する仲裁判断に服すると、インドの公序違反の結果がもたらされるおそれがあることも指摘した。そして、外国仲裁判断の取消しの可能性を認め、本件における取消しの是非について、下級審に差戻した。

この後に本事件がたどった経緯は筆者に明らかでないが、以上の事実関係から次のような観察が可能であろう。仮に、差戻審において、1999年外国為替管理法をはじめとするインドの法令の違反の有無、違反がある場合、違反の重大性や私法上の効果についてインド裁判所の公権的な判断が示され、その後<sup>40</sup>にミシガン訴訟での審理がなされていたならば、ミシガン訴訟において、特別補助裁判官の任命などによる必要はなく、容易かつ正確にインド法について認定がなされ、ミシガン裁判所の評価を通じてインドの法政策が実現される可能性があったであろう。

## 5. 外国仲裁判断の取消訴訟に代替する公権的判断の形態

以上に検討したように、限られた状況においてではあれ、外国仲裁判断の取消しが積極的意義を有する場合がある。しかし、我が国のように、UNCITRALモデル仲裁法に従って、仲裁判断の取消訴訟の対象を内国仲裁判断に限定する立法をしている国では、外国仲裁判断の取消訴訟によって、その積極的意義を実現することは不可能である。また、UNCITRALモデル仲裁法の下での仲裁判断取消原因は、内国取締法規違反の受け皿となりうる公序違反に限られて



いるわけではないので、取消原因を限定せずに外国仲裁判断の取消訴訟を一般的に認める法改正をすることは、そもそも望ましくない。さらに言えば、外国仲裁判断の取消訴訟を内国取締法規違反の場合に限って認めることも、取消しの効果を巡って実務が混乱するおそれがあることに鑑みれば、望ましい立法政策とは言えない。では、外国仲裁判断の取消訴訟によらずに、その有しうる積極的意義を実現することはできるだろうか。外国仲裁判断の取消訴訟が有しうる積極的意義は、内国取締法規の違反の有無、違反がある場合、違反の重大性や私法上の効果について、公権的に正確な判断が示されることにあるところ、公権的判断の形態は、仲裁判断の取消裁判に限られるわけではない。

例えば、先に紹介した *Soinco* 事件におけるロシアの訴訟は、その詳細は明らかでないものの、イングランド裁判所の判決から窺い知ることができるかぎり、検察官が提起したものであり、仲裁判断に負けた当事者が提起する通常の仲裁判断取消訴訟とは異なるものようである。この事件では、ロシア法との抵触にもかかわらず、イングランド裁判所は、結論的には、仲裁判断を執行する判断をしたが、ロシア訴訟を通じて、少なくとも、ロシア法との抵触の有無とその内容は明らかになった。

より一般的に利用可能な訴訟形態で、公権的判断を求めることができるものとしては、仲裁判断で存在が認められた債務についての債務不存在確認請求訴訟が考えられる。被告によって仲裁判断の既判力が援用されれば、仲裁判断の承認の問題となり、公序審査の際に、内国の取締法規との抵触が考慮されうる。但し、この訴訟形態によるには、当該債務の不存在確認請求について国際裁判管轄が肯定されなければならない。

その他には、仲裁判断無効確認訴訟が考えられる。このような訴訟形態が利用可能であるかは、法廷地手続法次第であるが<sup>41</sup>、利用可能性が肯定されるならば、外国仲裁判断についての利用も認められるであろう<sup>42</sup>。訴えの利益は、仲裁判断の内国取締法規違反を理由とする無効確認請求の場合には、当該仲裁判断の履行に内国での行為が必要である事案ならば、認められうるのではないだろうか。あるいは、仲裁判断の内国取締法規違反についての裁判所による判断が、他国における取消・承認・執行手続の際に勘案される一定の蓋然性があるということで充分とされる可能性もある。

#### 注

- 1 (2008) 4 SCC 190.
- 2 34条。UNCITRAL モデル仲裁法 34条と多少の文言の違いを除いて、実質的に同内容である。
- 3 下級審レベルでは、Gujarat 高等裁判所 (High Court) が、*Nirma v. Lurgi Energie und Entsorgung* 事件 (2002年12月19日, (2003) 2 Arb LR 241, (2003) XVIII YBCA 790) において、ロンドンで下された仲裁判断の取消しを認めた先例がある。
- 4 1条2項, 34条参照。
- 5 インドの1996年仲裁調停法は、その第一部 (Part I) はモデル法を模範としているが、その第二部 (Part II) に外国仲裁判断の執行についてニューヨーク条約とジュネーブ条約を国内法化する条文を配置し、構造としてはモデル法を忠実に再現したものとはなっていない。インドの仲裁を含む紛争

- 解決についての邦文による詳しい解説は、Shaneen Parikh・Manvendra Kane・井口直樹・琴浦諒（共著）「インド商事紛争解決概説（1）～（6）（連載中）」JCA ジャーナル第55巻7号～10号・12号，第56巻1号参照。
- 6 3条1項および特に第7章参照。
  - 7 Gary Born, *International Commercial Arbitration: Commentary and Materials*（第2版，2001年）757および，その引用する文献・判例参照。
  - 8 745 F. Supp. 172 (S. D. N. Y. 1990), (1992) VII YBCA 639, 644.
  - 9 ニューヨーク条約は我が国も締約国となっており，我が国の公定訳では，「判断の基礎となった法令の属する国」という文言になっている。
  - 10 34条2項，36条1項参照。仲裁地または仲裁手続法所属国で仲裁判断が取消されたことが承認・執行拒絶事由に加わっていることを除けば同じである。
  - 11 取消しが所定期間内になされていない限り，仲裁判断の無効の主張はできないという考え方があるが（座談会「新仲裁法の理論と実務（第17回）」ジュリスト1287号2005年101頁以下三木浩一発言など参照），内国仲裁判断を想定しているものと思われる（同文献109頁近藤昌昭発言など参照）。
  - 12 UNCITRAL モデル仲裁法36条1項 a (v) 号。但し，仲裁地で取消された仲裁判断の承認・執行を認める判例もあり（例えば，フランス破産院の *Société Hilmarton v. OTV* 事件判決 (Bulletin civil 1994 I N° 104, p. 79) やアメリカのコロンビア特別区連邦地方裁判所の *Chromalloy AeroServices v. Egypt* 事件判決 (939 F. Supp. 907, D. D. C. 1996)), それを支持する立論もある。
  - 13 仲裁法45条2項7号。
  - 14 ニューヨーク条約5条1項 d 号，UNCITRAL モデル仲裁法34条2項 a (iv) 号および36条1項 a (iv) 号参照。
  - 15 例えば，準拠法上，過失責任主義が採られていれば，他国の取締法規により禁じられている行為の不履行は無過失によるものと評価したり，準拠法上，違法行為を約する契約は無効とされれば，他国の取締法規に反する行為を約する契約を無効であると評価したりすることである。
  - 16 単なる準拠実体法の仲裁廷による解釈・適用の誤り（適用違背）ではない。
  - 17 取消について，UNCITRAL モデル仲裁法34条2項 b (ii) 号。承認・執行拒絶について，ニューヨーク条約 V 条2項 b 号および UNCITRAL モデル仲裁法36条1項 b (ii) 号参照。
  - 18 準拠実体法として適用された自国の契約法などが仲裁廷によって誤って解釈・適用された場合（準拠実体法の適用違背）と異なり，取締法規違反の中でも，自国の法秩序の基本的な法理念や法原則を構成する取締法規に反する場合には，公序違反として仲裁判断を取消したり，その承認・執行を拒絶しても実質的再審査の禁止に触れることはない。
  - 19 UNCITRAL モデル仲裁法20条1項参照。
  - 20 先に検討したとおり，外国仲裁判断の取消しは，他国において，当該仲裁判断の承認・執行拒絶事由を構成しないからである。
  - 21 仲裁における取締法規や，より広く強行法規の適用一般については，Daniel Hochstrasser, 'Choice of Law and "Foreign" Mandatory Rules in International Arbitration' 11-1 (1994) *Journal of International Arbitration* 57 など参照。
  - 22 イングランド貴族院の *Regazzoni v. Sethia* 判決 ([1958] AC 301)。この事件では，イングランド法人がスイス人にジュートを売ってイタリアで引渡す契約をした。両当事者は，ジュートはインドでのみ調達が可能であることおよび，買主は南アフリカに再輸出することを了解していた。契約準拠法はイングランド法であったが，当時のインド法の下では，最終目的地を南アフリカとするジュートの輸出は違法であった。売主が引渡しをしなかったため，買主はイングランドで提訴したが，請求は棄却された。
  - 23 [1998] 2 Lloyd's Rep. 337 (CA) (Waller 裁判官の判決に他の二人の裁判官が賛成した)。
  - 24 [1999] Q. B. 785 (CA) (Waller 裁判官が裁判所全体の判決を言渡した)。
  - 25 [1998] 3 W. L. R. 770, 767 (Colman 裁判官)。
  - 26 [2000] Q. B. 288 (CA)。
  - 27 Mantell 裁判官と Hirst 裁判官。少数意見は，*Soinco* 判決と *Soleimany* 判決を言渡した Waller 裁判官。

- 28 [1999] 2 Lloyd's Rep 222 (Walker 裁判官).
- 29 したがって、その整理は一様ではない。Robert Merkin, *Arbitration Law* (2004) paras. 19. 76–19.79; Fawcett & Carruthers, *Cheshire, North & Fawcett Private International Law* (2008) p 658 et seq.; Nelson Enonchong, “The enforcement of foreign arbitral awards based on illegal contracts” [2000] *Lloyd's Maritime and Commercial Law Quarterly* 495 など参照。
- 30 例えば、我が国には、取締法規違反を認めつつ、その私法上の効力への影響を否定した一連の最高裁判例がある（最判昭 35 年 3 月 18 日（民集 14 卷 4 号 483 頁）、最判昭 38 年 10 月 3 日（民集 17 卷 9 号 1133 頁）、最判昭 40 年 4 月 22 日（民集 19 卷 3 号 703 頁）、最判昭 40 年 12 月 23 日（民集 19 卷 9 号 2306 頁）、最判昭 41 年 6 月 7 日（金融法務 449 号 6 頁）、最判昭 50 年 3 月 6 日（民集 29 卷 3 号 220 頁））。
- 31 (2002) 4 SCC 105.
- 32 1 条 2 項, 9 条。
- 33 例えば、Dipen Sabharwal, “Another Setback for Indian Arbitration (and Foreign Investors)” *Spring 2008 White & Case International Disputes Quarterly* 6; Nina Nariman, “International Arbitration in the Indian Context: Challenge to Foreign Awards under Section 34 of the Indian Arbitration and Conciliation Act 1996” (2008) 12 *Vindobona Journal of International Commercial Law & Arbitration* 195, 200; Dharmendra Rautray, “India: Venture Global Engineering v Satyam Computer Services Ltd——Foreign Awards Are Open To Challenge on the Merits as Domestic Awards——Ntpc v Singer Co Case Revisited” (2008) 11 (2) *Int. A. L. R.* 29.
- 34 ロンドンを仲裁地とする仲裁判断であったので、これが本事件における外国仲裁判断の取消訴訟である。
- 35 但し、判旨の引用する *United States v. Ross* 判決 (302 F. 2 d 831, 834 (2 d Cir. 1962)) と *Hilton v. Guyot* 判決 (159 U. S. 113, 163–64, 16 S. Ct. 139 (1895)) は、この法理の先例としては弱いように思われる。
- 36 *Venture Global Engineering v. Satyam Computer Services* (233 Fed. Appx. 517, 2007 WL 1544160 (C. A. 6 Mich.)).
- 37 2003 年改正により、連邦民事訴訟規則上は単に Master と呼ばれるようになっていいる。なお、その利用は増加している (David Ferleger, “Special Masters Under Rule 53: A Welcome Evolution” *November 2007 ALI-ABA Course of Study Materials* (Lexis に収録))。
- 38 連邦民事訴訟規則 53 条に関する諮問委員会 (Advisory Committee) 注釈 (2003)。
- 39 インド最高裁は、先行する *Oil and Natural Gas Corp. v. Saw Pipes* 事件判決 ((2003) 5 SCC 705) において、仲裁判断が明らかに違法 (patently illegal) であれば、内国仲裁判断の取消事由である公序違反となることを認めていた。*Venture Golobal* 事件判決においては、その法理が外国仲裁判断の取消しや承認・執行にも及ぶことを認めている (第 21 パラグラフ)。*Saw Pipes* 判決に対しては、仲裁の終局的な紛争解決機能を損ねるものとして、批判的な評釈がある (例えば、Sumeet Kachwaha, “The Arbitration Law of India: A Critical Analysis” 1–2 (2005) *Asian International Arbitration Journal* 105. cf. OP Malhotra & Indu Malhotra, *Law & Practice of Arbitration & Conciliation* (2nd ed., 2006) para. [I] 34–56)。
- 40 実際には、ミシガン連邦地方裁判所は、一週間前のインド最高裁判決を了知することなく判決している (同判決の脚注 6 参照)。
- 41 我が国では、訴えの利益があれば認められると解される (座談会「新仲裁法の理論と実務 (第 17 回)」*ジュリスト* 1287 号 2005 年 111 頁以下谷口安平・近藤昌昭発言同旨)。
- 42 外国判決については、我が国では、内国における効力に関しての法的不安定性を除去するため、無効確認訴訟が認められた例が離婚判決を中心に多い (例えば、東京地裁昭和 48 年 11 月 30 日判決、宇都宮地裁足利支部昭和 55 年 2 月 28 日判決。cf. 東京家裁平成 19 年 9 月 11 日判決は、外国離婚判決の無効確認訴訟は不適法であり、現在の法律状態としての離婚の無効確認訴訟を適法とする)。内国判決については、再審などの不服申立方法があることから、無効確認訴訟は認められない (最高裁昭和 40 年 2 月 26 日判決、第一審釧路地裁昭和 37 年 7 月 6 日判決理由参照) のに対して、外国判決には再審のような手続が用意されていないこともあって、無効確認訴訟の必要性がある。仲裁判断の場合にも同様の論理が妥当し、たとえ内国仲裁判断の無効確認訴訟の適法性が否定

されるとしても、外国仲裁判断には、内国仲裁判断と異なって取消しという不服申立方法がないので、無効確認訴訟の必要性がより高いと思われる。